

尼崎市地域公共交通会議資料

資 料 第 2 号

平成 26 年 12 月 9 日

尼崎市地域公共交通会議の設置について

尼崎市

[1] 設置の趣旨

地域公共交通会議は、地域のニーズに応じた多様な形態の旅客自動車運送サービスの普及を促進し、利用者の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバスなどの運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地域公共交通の関係者による合意形成を図る場として、平成 18 年 10 月の改正道路運送法に位置づけられました。

本市といたしましては、平成 27 年度末での市営バス事業の民間事業者への移譲を予定しているなか、市民生活に影響を与えることのないよう円滑な移行に努めるとともに、移譲後の市域におけるバス等公共交通サービスの維持、確保さらには一層の利便向上を図るため、道路運送法の趣旨を踏まえ、地域公共交通会議を設置することとなりました。

[2] 協議内容等

(1) 主な協議内容

ア 地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様、サービス水準及び運賃等に関すること
(当面の協議項目)

市営バス事業の移譲に向け、阪神バス株式会社(交渉権者)から提案のあった運賃制度等の実現に係る協議 等

イ 国庫補助申請に係る生活交通ネットワーク計画の作成に関すること
(当面の協議項目)

ICカードシステム導入に伴う国庫補助申請に向けた計画作成に係る協議 等

< 地域公共交通会議協議スケジュール(予定) >

	H26	H27	H28以降
協議内容			
		地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様・サービス水準、運賃等に係る協議	
		市営バス事業の移譲に向けた路線、運賃等サービス内容に係る協議 等	市営バス事業の移譲後における市域の公共交通サービス(路線、運賃等)に係る協議
	国庫補助申請に係る生活交通ネットワーク計画策定に係る協議		

(2) その他

上記の内容について地域公共交通会議での協議が整った後、その内容を変更する場合においても協議を行うこととなります。

なお、地域公共交通会議での合意後において、サービス水準等に軽微な変更等を行う場合、又は法令、制度の変更に伴い会議を開会する暇のない場合については、効率的かつ円滑な会議運営の観点から、書面協議等により行います。

[3] 地域公共交通会議の構成員及び役割

道路運送法施行規則第9条の3第1項の規定に基づき、以下の委員をもって構成します。

構成員	主な役割
市民・利用者	地域の公共交通を支えるという視点から、公共交通を利用する立場から参画
交通事業者	交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
運転者が組織する団体	労働条件及び労働環境からの意見・提言
事業者団体	地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
警察・道路管理者	交通安全、道路管理の観点から運行計画の円滑な実施に向けた指導、助言
学識経験者	地域公共交通会議の合意形成を図る上での助言
運輸支局	先進事例等、各地での取り組みの情報提供 道路運送法等の観点から指導、助言
尼崎市	地域の公共交通に関する課題への対応と地域ニーズへの把握

委員の皆様には、全市的な見地から、その必要性や整合性等について、協議いただき、様々な観点からご意見、ご提案等をいただきたいと思いますと考えております。

以上